

訪問看護ステーション シャイン 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社シャインが開設する訪問看護ステーション シャイン(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の保健師又は看護師、准看護師、理学療法士等(以下「看護職員等」という。)が、居宅事業にあつては要介護状態にある、また予防事業にあつては要支援状態にある高齢者に対し、適正な指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護及びリハビリテーション(以下「訪問看護等」という)を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、対象者の心身の特性のみでなく、ライフヒストリーや性格的特性、家族背景などの個別性も十分に踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 ステーションの看護職員等の知識技術の向上を目的として、各種関連の研修に参加出来る体制を整え、在宅看護の質の向上に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 訪問看護ステーション シャイン
- 2 所在地 愛知県西尾市吉良町上横須賀字元屋敷107番地 ハイツ・セラA棟 2階 201号室

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職 種	資 格	常勤専従	常勤兼務	非常勤専従	非常勤兼務	備 考
管理者	看護師	—	1名	—	—	看護職員と兼務
看護職員	看護師	3名	1名	4名	—	常勤兼務の者は管理者と兼務
	保健師	—	—	—	—	
	准看護師	—	—	—	—	
理学療法士		—	—	—	—	
作業療法士		—	—	—	—	
言語聴覚士		1名	—	—	—	
事務職員		1名	—	—	—	

(1)管理者

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2)看護職員等

看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日、12月30日から1月3日までを除く。
- 2 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。
- 3 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条 事業所の看護師等は、主治医が交付した訪問看護指示書に基づき、計画的に利用者の居宅を訪問し、看護やリハビリテーションを提供する。事業の内容は次のとおりとする。

- 1 症状・障害の観察
- ② 清潔の保持(清拭、陰部洗浄、洗髪、入浴・シャワー浴の介助、手足浴、口腔ケア、髭剃り、爪切り、更衣など)
- ③ 食事の援助(食事介助、胃瘻・経鼻栄養の管理、中心静脈栄養など)
- ④ 排泄の援助(オムツ交換、間欠導尿、持続的導尿、腎瘻、浣腸、摘便、ストマ管理など)
- ⑤ 褥瘡の予防・処置
- ⑥ リハビリテーション(看護師によるリハビリ)
- ⑦ ターミナルケア
- ⑧ 薬物管理(服薬管理、インスリン注射、点滴静脈内注射、点滴皮下注射)
- ⑨ 認知症患者の看護
- ⑩ 療養生活や介護方法の指導・相談対応・家族の精神的支援
- ⑪ 呼吸の援助(口腔、鼻腔、気管内吸引、吸入、気管カニューレ管理、酸素療法、気管切開下陽圧換気療法、非侵襲的陽圧換気療法)
- ⑫ その他医師の指示による医療処置(血糖測定・創傷処置・上記以外のカテーテル管理(胆道ドレナージ・腸瘻など)
- ⑬ 言語聴覚士等による日常生活動作の維持・回復を図るためのリハビリテーション(訓練)

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 死後の処置料は、15,000円とする。また、キャンセル料は前日まで無料、当日は1,000円(税別)とする。(但し、利用者様の容体の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要とする)
- 3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、西尾市全域とする(その他区域は要相談)。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 ステーションは、看護職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社シャインと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則この規程は、令和4年4月1日から施行する。

令和5年4月1日改訂

令和6年4月1日改訂

令和7年4月1日改訂

令和8年4月1日改訂